

令和5年第6回臨時会

# 湯前町議会会議録

開会 令和5年 7月13日

閉会 令和5年 7月13日

熊本県球磨郡湯前町

# 令和5年第6回臨時会

会 期 令和5年7月13日(木) 1日間

## 会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
7	13	木	本会議	午前10時	開会宣言 会期の決定 議案審議

第 1 号

7月 13日 (木)



令和5年第6回湯前町議会臨時会

〔第1号〕

令和5年7月13日  
午前10時00分開議  
湯前町議会議場

1. 議事日程

- |       |        |                                      |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名                           |
| 日程第 2 |        | 会期の決定                                |
| 日程第 3 | 議案第38号 | 湯前町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第39号 | 工事請負契約の変更について                        |
| 日程第 5 | 議案第40号 | 工事請負契約の締結について                        |
| 日程第 6 | 議案第41号 | 令和5年度湯前町一般会計補正予算（第3号）について            |
| 日程第 7 |        | 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について          |
| 日程第 8 |        | 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について              |

2. 応招議員

- |          |            |
|----------|------------|
| 1番 吉田 精二 | 2番 西 靖 邦   |
| 3番 遠坂 道太 | 4番 椎 葉 弘 樹 |
| 5番 森山 宏  | 6番 黒木 龍 次  |
| 7番 味岡 恭  | 8番 倉本 豊    |
| 9番 山下 力  | 10番 金子 光 喜 |

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池 昌 信 議会事務局主事 中山 政 人

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	教	育	長	中	村	富	人
総務課	長	西	村	洋	一	税務	町民課	長	北	崎	真	介
保健福祉課	長	高	木	堅	介	建設水道課	長	稲	森	一	彦	
企画観光課	長	伊	藤	賢一郎	教	育	課	浅	田		徹	
農林振興課	長	高	橋	誠	会	計	管	理	中	園	誠	二

開議 午前 10 時 00 分

-----  
**議長（金子光喜君）** ただいまから、令和 5 年第 6 回湯前町議会臨時会を開会します。これから、お手元に配付の議事日程表にしたがい、本日の会議を開きます。

本臨時会の説明員は、各執行機関代表及び委任された説明員として課長職及び各課職員が通知されています。

-----  
**日程第 1 会議録署名議員の指名**

**議長（金子光喜君）** 日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、倉本議員、山下議員を指名します。

-----  
**日程第 2 会期の決定**

**議長（金子光喜君）** 日程第 2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日に決定しました。

-----  
**日程第 3 議案第 38 号 湯前町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（金子光喜君）** 日程第 3、議案第 38 号、「湯前町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** おはようございます。本日の臨時議会どうぞよろしくお願いたします。それでは議案第 38 号、湯前町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要綱の一部の改正に伴いまして、湯前町重度心身障がい者医療費助成に係る条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

**保健福祉課長（高木堅介君）** おはようございます。それでは、議案第 38 号についてご説明いたします。

今回の改正は現行制度において、重度心身障がい者医療費と併用できる公費負担医療費が県の補助金交付要領及び条例で定めるものに限定されているところを、すべての公費負担医療費と併用可能とするために県の補助金交付要領の一部改正に伴い条例の一部を改正するものです。この改正によりまして、重度心身障がい者医療にかかる自己負担額の軽減または、重度心身障がい者医療費助成額が軽減されることとなります。

それでは3ページ4ページの新旧対照表をご覧ください。

まず4ページの第2条、用語の定義につきまして、一部負担金の意義を現行の医療保険各法の規定により、保険給付を受けるものが負担すべき額。ただし、次の各号に係る自己負担額は、一部負担金とみなす。以下、各3号のただし書き以降につきまして、カッコ書きで（他の法令等により国又は地方公共団体の負担により給付されるいわゆる公費負担医療がある場合は、その額を控除した額）に改めるものでございます。

3ページ、第1条におきましては、重度心身障がい者の表記を改めるものになります。

2ページの改正文をご覧ください。附則としまして、第1条この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。第2条改正後の湯前町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の規定は、令和5年4月1日（以下、「適用日」という。）以後の診療または施術に係る医療費について適用し、適用日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。としております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号、「湯前町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

-----  
**日程第4 議案第39号 工事請負契約の変更について**



**議長（金子光喜君）** 日程第4、議案第39号、「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第39号、工事請負契約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

R2災補道第5132号、町道牧良線災害復旧工事（第5工区）について、契約の金額に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

**建設水道課長（稲森一彦君）** 議案第39号、工事請負契約の変更についてご説明いたします。

契約の目的、契約の方法については変更前と同じです。契約の金額について、変更前の7,980万5,000円を変更後において8,228万7,473円になるものです。契約金額の変更の主なものといたしまして、現地踏査、施工実施にあたり、路側部での掘削、軽量盛土工、また関係する土工等の数量を増加し248万2,473円の変更増となりました。契約の相手方も変更前と同じです。次のページに仮契約書を資料として添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。

**2番（西 靖邦君）** 先ほどの説明で施工面積が増えたわけですね、それはどのくらい増えたんですか。

**建設水道課長（稲森一彦君）** 主なものでございますけども、まず土工につきましては、起点側におきまして掘削土量の方が67m<sup>3</sup>増えております。また軽量盛土工につきましては7m<sup>3</sup>。それと、法面工として17m<sup>2</sup>。あと、仮設工等についても若干の変更がっております。以上です。

**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号、「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長(金子光喜君) 起立全員。したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

-----

日程第5 議案第40号 工事請負契約の締結について

議長(金子光喜君) 日程第5、議案第40号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長(長谷和人君) 議案第40号、工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

R4災補河第517号、蓑谷川災害復旧工事(他1合併)について、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

建設水道課長(稲森一彦君) 議案第40号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

契約の目的は、蓑谷川災害復旧工事と町道蓑谷線災害復旧工事を合併による災害復旧工事の契約になります。工事の概要といたしまして、令和4年9月の台風災害により、河川災害において復旧延長85.4m。落差工2基、コンクリートブロック積工151㎡、大型ブロック積工215㎡、根固め工等になります。道路災害の復旧延長につきましては31.7m、大型ブロック積工286.6㎡になります。

次に、契約の方法は指名競争入札となります。契約の金額は、1億4,960万円です。これは税込みの金額となります。

契約の相手方は、住所：熊本県球磨郡湯前町字中長尾1712番地4。

名称：有限会社グリーンテック 代表者氏名、取締役：中田利美さんです。

資料といたしまして、仮契約書を次のページに添付しております。また、タブレットの方では議案第40号の説明資料といたしまして、今回の事業の平面図を添付しております。添付の平面図で、赤色で図示しています部分が河川災害復旧工事になり、青色で図示しています部分が道路災害復旧工事になります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長(金子光喜君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長(金子光喜君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

-----

## 日程第6 議案第41号 令和5年度湯前町一般会計補正予算（第3号）について

**議長（金子光喜君）** 日程第6、議案第41号、「令和5年度湯前町一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（長谷和人君）** 議案第41号、令和5年度湯前町一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,473万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億8,055万3,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、令和5年7月梅雨前線豪雨災害の応急修繕に係る費用と、庁舎屋根防水工事設計等業務委託などを計上しております。特に庁舎屋根防水工事に関しましては、議員の皆様からも全員協議会等で様々にご意見をいただいておりますが、その意見を参考にさせていただきまして、その結果、防水シートによる施工、併せて中性化防止工事、そして建具の施工工事等を計画したところでございます。またその差額の財源を活用いたしまして、今後検討しております庁舎のユニバーサルデザイン化の工事に充当できればと考えておるところでございます。また併せまして地方債の補正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

**総務課長（西村洋一君）** 議案第41号、湯前町一般会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。事項別明細書の歳出12ページをご覧いただきたいと思ます。

款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、節12委託料1,350万円を計上いたしました。庁舎の雨漏りに伴います、防水工事設計等業務委託料になります。また、併せまして庁舎のユニバーサルデザインや庁舎機能向上に係る調査を行い、町民の皆様及び職員にとって使いやすい庁舎の検討を行ってまいります。工法につきまして

は、先ほど町長からも説明がありました通り、議員の皆様方の御意見など、様々な角度から検討を重ねまして比較すると安価であります、防水シートによる施工としまして、その差額を庁舎のユニバーサルデザイン化等に活用いたします。

目9 企画調整費、節18 負担金補助及び交付金776万9,000円を計上いたしました。令和5年度湯前町LPガス価格高騰対応生活者支援事業補助金として熊本県LPガス協会が実施いたします、LPガス使用世帯支援事業に対する補助金となります。1戸当たり6,000円を上限に、対象と見込んでおります戸数1,076戸分と、支援金給付事務に係りませ経費となります。なお、財源は県補助金の物価高騰対応生活者支援交付金388万4,000円を充当いたします。事業費の2分の1が補助されます。

項2 徴税费、目2 賦課徴収費、節12 委託料59万4,000円を計上いたしました。電子申告の税目拡充に伴います、システム改修委託料になります。拡充します税目は個人住民税の普通徴収分、たばこ税、入湯税となります。なお、財源につきましては現在総務省で検討中ということですが、一旦、一般財源を充当いたします。

項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費、節22 償還金利子及び割引料8,000円を計上いたしました。令和4年度マイナンバーカード交付事務費補助金返還金となります。実績により不用額を返還するものです。

款9 教育費、項2 小学校費、節26 公課費2,000円を計上いたしました。小学校で使用しております、公用車が13年以上経過しております、車検の際の自動車重量税が増額となった分でございます。

項4 社会教育費、目4 美術館費は、まんが美術館関係のイベント費として総額86万5,000円を計上いたしました。内訳としまして節7 報酬33万5,000円は、未来のクリエイター創出事業といたしまして、漫画講座2回開催に伴います、漫画家の先生への謝金とライブペインティングによるアート制作事業として、プロのアーティストへの謝金となります。施設の壁や路面などにイラスト等を描くイベントとなります。次に、特別旅費30万円は、ただいま説明いたしました先生方への旅費、節10 需用費30万円は、イベントに使用する消耗品費、節11 役務費3万円は、イベントの中でコスプレを行いますので、衣装のクリーニング代となります。なお、財源は県補助金の熊本県関係人口創出支援等補助金を充当いたします。補助率は4分の3になります。この補助金は、当初予算計上分にも一部充当いたします。

13ページをご覧いただきたいと思います。

款10 災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費、目1 農業用施設災害復旧費、節10 需用費に500万円を計上いたしました。6月末からの梅雨前線豪雨災害に伴います、沈砂池等の農業用施設等にかんりの土砂が流入しておりますので、応急修繕として撤去を行うものです。なお、財源は災害復旧事業債を活用いたします。充当率65パーセン

ト、交付税の措置率は財政力指数により自治体ごとに変りますが、47.5パーセントから85.5パーセントの間と規定されております。

項2 公共土木施設災害復旧費、目1 河川災害復旧費、節10 需用費に500万円を計上いたしました。こちら6月末からの梅雨前線豪雨災害に伴います、河川にかなりの土砂が堆積しておりますので、応急修繕として撤去を行うものです。

次に、目2 道路橋りょう災害復旧費、節10 需用費に200万円を計上しました。こちらと同じく牧良の作業道などの土砂崩れ等が発生しておりますので、応急修繕として撤去を行うものです。なお、財源は災害復旧事業債を活用いたします。こちらは充当率100パーセント、交付税の措置率は、先ほどの説明と同じく47.5パーセントから85.5パーセントと規定されております。

歳入です。11ページをご覧ください。先ほどの歳出の説明で、歳入の説明をした以外のものを説明いたします。

款19 繰越金は、今回の補正財源として、1,970万4,000円を計上いたしました。

8ページをご覧頂きたいと思います。表2、地方債の補正で変更です。公共土木施設災害復旧事業、農林施設災害復旧事業の事業費計上に伴います、限度額を変更するものです。よって、町債の合計は、4億6,830万円となるものです。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

**議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。

**2番（西 靖邦君）** 12ページですね、目5の財産管理費、節12 委託料なんですけども、これ令和4年において防水工事の設計委託料が450万の計上でしたけど、今回1,350万となっております。これ先ほど町長が言われたように庁舎の屋根防水工事以外に躯体の中性化、建具改修工事の委託料、その他にも何かあるんですか。

**総務課長（西村洋一君）** 先ほど説明いたしました、庁舎のユニバーサルデザイン化や庁舎機能の向上に係る調査を併せて行いたいと考えております。

**5番（森山 宏君）** 同じく12ページですね、徴税費の中の委託料。電子申告に係る初期導入業務委託料、これいったいどういうやつですかね。どういうシステム改修費なんですか。

**税務町民課長（北崎真介君）** 先に始まっております、個人住民税の特別徴収ですとか法人住民税、固定資産税の償却資産とか軽自動車の種別割とかがもう先に始まっております。インターネットを通じまして、ポータルサイトに接続しまして、そこで、申告を1度に行うことができるということでございます。元々こういったものは大規模な法人とかの要請が大きくて、先に出ました個人住民税特別徴収というのは、大きな会社がいるんなり市町村に従業員を持ってますので、各市町村にそれぞれ紙で送っていたものを1度に

送信して申告ができるということでございます。法人住民税も同じようなことでございます。そういったところを今回は個人住民税の普通徴収、たばこ税、入湯税といったものに拡充するということでそういったポータルサイトの窓口の体制を整備するということでございます。順序からしますと、そういった企業とか個人の方が申告されて、そのデータが町の専用のパソコンに送られてきまして、それをまた仮想サーバーに送ってそれをまたうちの基幹システムの方に取り込むという流れになっております。

**5番(森山 宏君)** この電子申告っていうのは多分、委託になるのかとは思いますが、さっき言われたようにたばこ税とかアルコールですかね、そういう徴税に関わる部分というのは毎年上がっていきますよね。税率変更で、そのたんにシステム業務委託っていうのを毎年されていかんばんごととなつとじやなかでしょうか。

**税務町民課長(北崎真介君)** 税率とかはちょっと、それはもう別の話でございます。実際申告の方法が電子で行うということでございます。先ほど申しました通り、今度のはたばこ税になりますと、日本たばこ株式会社の申告が各全市町村に送ってるわけなんですけど、それを1度の操作で処理ができるということでかなりの経費節減と本町にとっても、各市町村にとっても紙媒体での受け取りですとか申告漏れをなるべく無くすといった流れになっております。税率は変わりましたが、それはもうこれに影響することはないと思います。

**3番(遠坂道太君)** 災害復旧費につきましてお尋ねします。一応3ヶ所の部分の修繕費だと思っておりますけれども、いつ頃から工事の方に移られるのか、それにつきましてお尋ねしたいと思っております。

**建設水道課長(稲森一彦君)** 今回の災害それぞれ計上しておりますけれども、ここは応急修繕ということでございまして、本日予算の議決を頂きますと、もう早速業者の方との契約に入って早急に土砂の浚渫であったり行っていきたいというふうに考えております。

**3番(遠坂道太君)** 一応今年の場合は3ヶ所の形で出ております。ちょっとこれはお尋ねしたいと思っておりますけれども、現在グリーンパレスの所の上溝の工事をされておりますね。それで今、水稲には水が一番必要な時期に工事をされております。農家の方も困っておりますよね、それを考えた中での工事なのか、それにつきましてお尋ねします。

**建設水道課長(稲森一彦君)** 今、ご質問あった場所につきましては、上溝で災害は令和3年度の災害になっております。繰り越しの予算の関係で今年度からということになっておりますけれども、まず、その点につきましては農家の方ともですね、お話をしながら、そして、また別の方の大谷ため池ですか、そちらの方からの調整も行いながら、連絡を密になりながらやっていければというふうに思っております。

**3番(遠坂道太君)** 今後はやはりWCSの方もですね、今から増えておりますので、

その部分のやはり水の供給もあります。それもやはり考えていただいて、今後ですね応急措置の工事の方もですね、そういった形で進行していただければと思います。

**1番(吉田精二君)** 同じく13ページですけども、災害復旧費の農業用施設災害復旧費で500万補正してあります。補正財源ですけども、先ほど説明がありましたように起債を使いますと40から80の交付税措置があるということですけども、ここでは180万ほど一般財源を入れてありますが、この部分については限度額があるからということでしょうか。

**総務課長(西村洋一君)** 先ほどの説明でも申し上げました通り、充当率が農業水産施設に関しましては65パーセントと規定されておりますので、その分が一般財源となります。

**2番(西 靖邦君)** 同じく13ページなんですけどね、農業用施設災害復旧費500万、河川災害復旧費500万となっておりますけども、これ応急処置の工事費と思うんですけども、それぞれその応急処置の工事内容は違うと思うんですけども、これ500万ずつ計上していますが500万でできるんですか。

**建設水道課長(稲森一彦君)** 農業施設と河川の500万ずつ補正いたしておりますけれども、それぞれ沈砂池に溜まっている土砂浚渫であったり、またその前後の河川、また他の河川等においての土砂浚渫となっております、それぞれボリュームが違うことはありますけれども、今回それぞれ500万円というのは、また今後もですね、台風等も考えられますので、その時、早々に対応ができるよう今回、予算に余裕を持たせていただきましての補正ということをしていただいております。ご理解いただきたいと思います。

**議長(金子光喜君)** ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長(金子光喜君)** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**議長(金子光喜君)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号、「令和5年度湯前町一般会計補正予算(第3号)について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**議長(金子光喜君)** 起立全員。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

-----  
日程第7 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

**議長(金子光喜君)** 日程第7、「企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

企画経済建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長(金子光喜君)** 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### 日程第8 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

**議長(金子光喜君)** 日程第8、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配布しました、次の議会の会期・会期日程等議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長(金子光喜君)** 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

**議長(金子光喜君)** 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**議長(金子光喜君)** 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

**議長(金子光喜君)** 令和5年第6回湯前町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時38分



この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員